

低入札価格調査制度に関する注意事項

洲本市低入札価格調査制度取扱要領に基づき低入札価格調査制度を適用する入札においては、次の事項に十分注意して入札を行ってください。

1. 低入札価格調査制度の適用による入札・調査等手続き

(1) 入札の執行

入札の結果、調査最低制限価格以上で調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札候補者の決定を保留し入札を終了する。

※ 調査対象者が2者以上ある場合は、くじにより調査対象者を決定する。調査対象者となるべき同価格の入札をした者は、くじ引きを辞退してはならない。

(2) 低入札価格の調査

① 調査関係資料の提出

調査対象者（調査最低制限価格以上で調査基準価格を下回る入札を行った者のうち、最低の価格で入札を行った者）は、期限（開札日の翌日から起算して原則2日以内（市の休日を除く。））までに低入札価格の調査に係る資料を作成し提出すること。

② 調査関係資料の審査

調査対象者より低入札の調査に係る資料の提出を受け、事情聴取等により契約の内容に適合した履行が「可能」か「否」かの審査を行う。

(3) 落札候補者の決定

① 審査の結果、履行可能であるとした場合は、当該入札者を落札候補者とする。

② 審査の結果、履行不可であるとした場合は、他の入札者のうち最低の価格で入札した者から順次(2)の①から(2)の②までと同様の手続きを行う。（ただし、調査基準価格以上の価格の場合は調査を行わずその者を落札候補者とする。）

2. 低入札価格調査制度を適用する入札に関する注意事項

(1) 調査最低制限価格を下回った入札を行った者は、**失格**となる。

(2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。

※ 調査に協力しない等不誠実な行為を行った場合は、調査対象者がした入札は入札参加資格がない者がした入札とみなし、**無効**とする。また、これにより**指名停止等の措置**を行う場合がある。

低入札価格の調査に係る資料

| No. | 提出様式名等 | |
|-----|----------------------------|----------|
| 1 | 入札額決定理由書 | 様式第 1 号 |
| 2 | 工事費内訳書 | 様式第 2 号 |
| 3 | 対象工事付近の手持工事の状況 | 様式第 3 号 |
| 4 | 対象工事に関連する手持工事の状況 | 様式第 4 号 |
| 5 | 対象工事個所と事業所、資材置場との関連（地理的条件） | 様式第 5 号 |
| 6 | 手持資材一覧表 | 様式第 6 号 |
| 7 | 資材購入先一覧表 | 様式第 7 号 |
| 8 | 手持機械又は機械リース一覧表 | 様式第 8 号 |
| 9 | 労務者使用計画 | 様式第 9 号 |
| 10 | 過去に施工した同種工事の施工実績 | 様式第 10 号 |